

令和 3 年 10 月 25 日

会社法第 794 条第 1 項に規定する開示書面

東京都練馬区豊玉北五丁目 14 番 6 号
新練馬ビル
株式会社ブロッコリー
代表取締役 高橋 善之

当社は、令和 3 年 12 月 1 日を効力発生日とし、当社を吸収合併存続会社、株式会社 LANTERN ROOMS（以下「甲」といいます。）を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行い、当社が甲の権利義務（資産及び負債を含みます。）一切を承継することにいたしました。本合併に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前開示事項は次のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 749 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項 （会社法施行規則第 191 条第 1 号）

当社が甲の発行済株式の全てを保有していることから、本合併に際しては、当社の株式その他の金銭等の割当交付は行いません。また、本合併により当社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

3. 会社法第 749 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項 （会社法施行規則第 191 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 191 条第 3 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 当会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号イ）

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における当会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

本合併の効力発生日以後における当会社の資産の額はその負債の額を上回ることが見込まれます。

また、当会社の収益状況について、本合併の効力発生日以後における当会社の債務の履行に支障を来すような事象の発生及びその可能性は、現在のところ予測されておりません。

以上より、本合併の効力発生日以後における当会社の債務につき履行の見込みがあるものと判断いたしました。

以上



合併契約書

株式会社ブロッコリー（以下「甲」という。）及び株式会社 LANTERN ROOMS（以下「乙」という。）は、両社の合併に関し、2021 年 9 月 24 日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり合意し、合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条 （本合併）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第 2 条 （当事者の商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社たる甲及び吸収合併消滅会社たる乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社（甲）

商号：株式会社ブロッコリー

住所：東京都練馬区豊玉北五丁目 14 番 6 号新練馬ビル

(2) 吸収合併消滅会社（乙）

商号：株式会社 LANTERN ROOMS

住所：東京都練馬区豊玉北五丁目 14 番 6 号新練馬ビル

第 3 条 （会社財産等の承継）

乙は、本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）において、その資産、負債その他一切の権利義務を甲に承継させ、甲はこれを承継する。甲は、効力発生日における乙の従業員を雇用する。

第 4 条 （本合併の対価）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、その保有する株式に代わる金銭等の交付及び割当ては行わない。

第 5 条 （甲の資本金及び準備金の額）

本合併により甲の資本金及び資本準備金の額は増加しない。

第 6 条 （本合併の効力発生）

1. 本合併の効力発生日は、2021 年 12 月 1 日とする。但し、本合併の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。
2. 本契約は、本契約の実施に必要な法令に定める関係官公庁等の承認が得られない場合にはその効力を失う。

第7条 （事業の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、善良なる管理者としての注意をもってその業務を執行し、かつ一切の財産の管理及び事業の運営を行うものとする。

第8条 （株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本合併を甲の株主総会を経ることなく実施する。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本合併を乙の株主総会を経ることなく実施する。

第9条 （契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたとき、その他本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は協議し合意の上、本契約に規定する条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 （権利義務の譲渡等の禁止）

甲及び乙は、相手方当事者の事前の書面による承諾なしに、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に対して譲渡、移転、担保提供その他の方法により処分し又は引受させてはならないものとする。

第11条 （反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自己が次の各号の一に該当しないこと、及び今後もこれらに該当する行為を行わないことを表明・保証し、相手方が各号の一に該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、何らの催告を要することなく、両者間で締結している契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、右翼標榜団体、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと
 - (2) 役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと
 - (3) 親会社、子会社又は取引先が前各号のいずれかに該当すること
2. 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、何らの催告を要することなく、本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、両者間で締結している契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 相手方に対して脅迫的な言動をとること、若しくは暴力を用いること、又は相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと

- (2) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は不合理な要求をすること
- (3) 反社会的勢力である第三者をして、前各号の行為を行わせること
- (4) 継続して、若しくは反復して法令に違反し、又は公序良俗に反する行為や事業を行うこと
- (5) 自ら、又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと
- (6) 親会社、子会社又は取引先が前各号のいずれかに該当する行為を行うこと
- (7) その他、前各号に類する事由があったとき

第 12 条 （費用）

甲及び乙は、本契約に別途明確に定める場合を除き、本契約の締結及び履行に関連してそれぞれに発生する費用については、各自これを負担するものとする。

第 13 条 （契約の変更）

本契約は、甲及び乙による書面の合意によらない限り、いかなる修正又は変更もすることができないものとする。

第 14 条 （準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約に起因又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 15 条 （誠実協議）

本契約に規定のない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合には、甲及び乙は、誠意に協議の上、これを解決するものとする。

(以下余白)

本契約成立の証として、本書 1 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲が正本を、乙は写しを保有する。

2021 年 9 月 24 日

甲：東京都練馬区豊玉北五丁目 1 4 番 6 号新練馬ビル
株式会社ブロッコリー
代表取締役 高橋 善之



乙：東京都練馬区豊玉北五丁目 1 4 番 6 号新練馬ビル
株式会社 LANTERN ROOMS
代表取締役 五十畑 昌



添付書類

事業報告

(自 令和元年 9 月 1 日)
(至 令和 2 年 8 月 31 日)

会社の現況に関する事項

事業の経過及びその成果

当社が属するエンターテインメント業界におきましては、国内外の持続的なスマートフォンゲーム市場の成長・国内家庭用ゲーム市場の順調な拡大を背景に、ゲームコンテンツ市場と関連するキャラクター市場は、世界的にも長期的に高成長が続くと見込まれておりますところ、足許では新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されており、全国規模で予断を許さない状況が継続しております。

このような状況下におきまして、デザイン・イラスト制作業務、コンテンツの企画、開発、運営、配信に関するアドバイザリー業務などに取り組みました。

これらの結果、当事業年度の売上高は165百万円（前期比24.4％増）、営業利益23百万円（同219.6％増）、経常利益22百万円（同183.7％増）、当期純利益14百万円（同275.8％増）となりました。

貸借対照表

令和 2年 8月31日 現在

株式会社LANTERN ROOMS

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	89,436,297	【流動負債】	40,877,140
現金及び預金	83,952,515	買掛金	335,500
売掛金	2,120,507	未払金	9,684,192
貯蔵品	22,237	未払費用	4,352,635
立替金	20,000	未払法人税等	1,620,500
前払費用	3,321,038	未払消費税等	6,421,900
【固定資産】	19,739,598	預り金	1,390,564
【有形固定資産】	2,961,598	仮受金	3,053
建物附属設備	490,000	賞与引当金	7,068,800
工具器具備品	3,388,139	1年以内返済長期借入金	9,999,996
減価償却累計額	-916,541	【固定負債】	51,666,646
【投資その他の資産】	16,778,000	長期借入金	51,666,646
出資金	20,000	負債の部合計	92,543,786
差入保証金	16,758,000	純 資 産 の 部	
		【株主資本】	16,632,109
		資本金	23,200,000
		利益剰余金	-6,567,891
		その他利益剰余金	-6,567,891
		繰越利益剰余金	-6,567,891
		純資産の部合計	16,632,109
資産の部合計	109,175,895	負債及び純資産合計	109,175,895

損 益 計 算 書

自 令和 1年 9月 1日
至 令和 2年 8月31日

株式会社 LANTERN ROOMS

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	165,922,669	
売 上 高 合 計		165,922,669
【売上原価】		
期 首 棚 卸 高	1,478,633	
合 計	1,478,633	
他 勘 定 振 替 高	22,237	
商 品 売 上 原 価		1,456,396
当 期 製 品 製 造 原 価	102,686,154	
合 計	102,686,154	
製 品 売 上 原 価		102,686,154
売 上 原 価		104,142,550
売 上 総 利 益 金 額		61,780,119
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		38,360,781
営 業 利 益 金 額		23,419,338
【営業外収益】		
受 取 利 息	478	
受 取 配 当 金	600	
雑 収 入	27,890	
営 業 外 収 益 合 計		28,968
【営業外費用】		
支 払 利 息	903,907	
雑 損 失	1,864	
営 業 外 費 用 合 計		905,771
経 常 利 益 金 額		22,542,535
【特別利益】		
前 期 損 益 修 正 益	1,728,599	
特 別 利 益 合 計		1,728,599
【特別損失】		
前 期 損 益 修 正 損	215,856	
固 定 資 産 除 却 損	5,069,209	
保 険 解 約 損	1,754,255	
特 別 損 失 合 計		7,039,320
税引前当期純利益金額		17,231,814
法人税・住民税及び事業税		3,015,893
当 期 純 利 益 金 額		14,215,921

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和 1年 9月 1日
至 令和 2年 8月31日

株式会社LANTERN ROOMS				(単位：円)	
科 目				金 額	
役 員 報 酬				11,800,000	
給 料 手 当				6,829,121	
賞 与				1,529,625	
法 定 福 利 費				2,756,278	
福 利 厚 生 費				110,567	
採 用 教 育 費				3,839,150	
荷 造 運 賃				8,752	
接 待 交 際 費				641,770	
会 議 費				25,670	
旅 費 交 通 費				644,276	
通 信 費				307,509	
消 耗 品 費				1,358,353	
事 務 用 消 耗 品 費				24,408	
修 繕 費				204,000	
水 道 光 熱 費				122,371	
新 聞 図 書 費				95,153	
支 払 手 数 料				729,414	
地 代 家 賃				2,757,727	
貸 借 料				11,515	
リ ー ス 料				34,087	
保 險 料				5,000	
租 税 公 課				402,984	
支 払 報 酬 料				1,876,060	
減 価 償 却 費				583,726	
賞 与 引 当 金 繰 入				916,000	
雑 費				346,538	
調 査 研 究 費				400,727	
販売費及び一般管理費合計					38,360,781

製造原価報告書

自 令和 1年 9月 1日
至 令和 2年 8月31日

株式会社LANTERN ROOMS		(単位：円)	
科 目		金 額	
【労務費】			
給 料 手 当		42,219,059	
賞 与		5,125,225	
法 定 福 利 費		8,354,977	
福 利 厚 生 費		231,625	
賞 与 引 当 金 繰 入		6,152,800	
労 務 費 合 計			62,083,686
【製造経費】			
外 注 加 工 費		10,985,900	
荷 造 運 賃		34,906	
会 議 費		23,380	
旅 費 交 通 費		1,630,310	
通 信 費		889,465	
消 耗 品 費		5,619,231	
事 務 用 消 耗 品 費		96,121	
修 繕 費		816,000	
水 道 光 熱 費		513,773	
減 価 償 却 費		6,294,971	
地 代 家 賃		11,796,624	
賃 借 料		48,485	
支 払 報 酬 料		306,265	
棚 卸 減 耗 損		143,513	
雑 費		1,403,524	
製 造 経 費 合 計			40,602,468
総 製 造 費 用			102,686,154
合 計			102,686,154
当 期 製 品 製 造 原 価			102,686,154

株主資本等変動計算書

自 令和 1年 9月 1日
至 令和 2年 8月31日

株式会社LANTERN ROOMS

(単位：円)

【株主資本】			
資 本 金	当期首残高		23,200,000
	当期末残高		23,200,000
利 益 剰 余 金			
そ の 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		-20,783,812
	当期変動額	当期純利益金額	14,215,921
	当期末残高		-6,567,891
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		-20,783,812
	当期変動額		14,215,921
	当期末残高		-6,567,891
株 主 資 本 合 計	当期首残高		2,416,188
	当期変動額		14,215,921
	当期末残高		16,632,109
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		2,416,188
	当期変動額		14,215,921
	当期末残高		16,632,109

注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- ① 棚卸資産の評価基準及び評価方法 最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物付属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

- ② 無形固定資産 定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年以内）に基づく定額法を使用しております。

3. 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要事項

- ① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における発行済株式の数 2,320 株

監査報告書

令和元年9月1日から令和2年8月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和2年11月17日

株式会社 LANTERN ROOMS

監査役 渡邊 朋浩 ㊞